

動物取扱業の登録の更新について

動物取扱業の登録の有効期間を超えて事業を継続する場合は、事前に動物取扱業の登録の更新手続きが必要です。

登録を更新される方は、下記のとおり、更新申請を行ってください。

なお、更新申請について、不明な点がございましたら、申請受付窓口までご相談ください。

記

1. 登録の更新申請をする場合

(動物の愛護および管理に関する法律第13条)

(1) 変更事項がない場合

添付書類を持参し、更新申請をしてください。

(2) 変更事項がある場合

添付書類を持参し、変更の届出および更新申請をしてください。

(3) 更新申請手数料 1件につき12,000円

(4) 申請受付窓口 金沢市保健所 4階 衛生指導課
住所 金沢市西念3丁目4番25号
電話 234-5114

2. 更新申請の手続き期間

(動物の愛護および管理に関する法律施行規則第4条)

登録の有効期間が満了する日の2ヶ月前から有効期間が満了する日までの間

3. 登録の更新申請をしない場合

(動物の愛護および管理に関する法律第16条)

廃業の手続きが必要となりますので、登録証を持参し、届出をしてください。